下賤用之、今世ハ銀ヲ却テ賤トシ、減金等ヲ用フコト多シ、略○下

〔守貞漫稿十二女扮〕花簪ハ、三都トモ小間物店ニ賣之、又稠人ノ街ニ立テ小賈賣之、花見遊山ノ所モ亦賣之、皆幼女ノ所用ノミ、然モ野歩ニハ中途買之、妓婦等モ往々戲ニ差之者アレドモ稀ト云、又江戸筆道、及三絃ノ師家、男女門弟ノ童男童女ヲ携テ花見ト號シ、向島其他諸所ニ往ク時、群童ヲ携フ故ニ、其群ヲ離レ迷ンコトヲ恐テ、皆必ズ此花簪ヲ頭ニ差テ標トス、梅櫻等ノ造リ花精製絹也、然モ普通ハ染紙也、葉同之、而テ眞ノ花ノ如ク、簪磨キ竹也、○圖略　江戸師家ノ花見ニハ、其一群男女長少トモニ插之也、老夫老嫗モ、是群ニハ用之テ耻トセズ、

〔新可笑記一〕利非の命勝負

胡蝶菊若二人美兒、緋の袴こしだかに、紋羅のかたぎぬ、まくり手の紫紐、玉牡丹の簪、略○下

〔歴世女裝考二〕歩搖（ぴら〳〵のかんざし）簪

寛政の間、ぴら〳〵のかんざしとて、花の折枝などに鎖を幾すぢもさげ、其するゐには、鳥蝶あるひは鈴のるゐ一品の物を鎖毎に付たる、銀のかんざしはやりし事ありて、振袖きるほどの乙女は、ぴら〳〵ならざるはなかりしゆゑ、其比の千柳點に、ぴら〳〵にぴら〳〵からむ由良の助寛政八年

泉岳寺義士開帳

文化にいたりてふつとすたり、俗ばかりは箱せこかんざしといふ物に殘りしも、今はまれなり、此ぴら〳〵、西土はいと古し、○略中歩搖は、ぴら〳〵かんざしなり、○略中我衣にみへたる正徳の花かんざしに、たんざやくさげたるは、ぴら〳〵のかんざしの權輿とすべし、

〔釋名四首飾〕歩搖上有垂珠、歩則搖也、

〔唐書三十五行四〕天寶初、貴族及士民、好爲胡服胡帽、婦人則簪歩搖釵、袷袖窄小、

〔守貞漫稿十一女扮〕銀ノビラ〳〵簪○略圖

文化文政頃ハ、三都トモニ流布ス、京坂ハ是亦兩差ト同ク江戸ヨリ後ニ廢シ、三都トモニ、今ハ極